

# 「障がい福祉サービス等における科学的アセスメント手法」に関する 共同検証事業合意書

株式会社トワール(以下「甲」という)と、合同会社DUG研究所(以下「乙」という)及び株式会社kakeruX(以下「丙」という)は、共同検証に関し以下のとおり合意(以下「本合意」という)する。

## 第1条(目的)

甲と乙及び丙は、甲の提供するサービス「NOCC教育検査」(以下「NOCC」という)を活用し、障がい当事者への科学的アセスメント手法の有効性について検証(以下「本検証」という)する。

- 2 本検証の詳細については、別紙において第一期から第三期検証として定めるものとする。
- 3 本検証は、厚生労働省が作成した「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を基礎として、障がい当事者の意思決定に資することを目的とする。

## 第2条(役割分担)

甲と乙及び丙の役割分担の範囲は、次に定める事項及び別紙のとおりとする。

- (1) 甲: NOCCの提供(有償)、本件の進捗報告及び検証内容の見直しを含む検証会議(以下「検証会議」という。)への参加
- (2) 乙: フィールドの提供、検証会議への参加
- (3) 丙: 乙のフィールドで収集した情報の分析、乙のシステム開発、検証会議の参加
- 2 乙は、NOCCにおける表示可能人数(以下「ライセンス」といい、表示可能人数1名分を表記する単位として「1ライセンス」という)費用に関し下記の金額を甲の指定する方法により支払うものとし、甲は、当該費用の返還を要しないものとする。ただし、手続き上必要な手数料等は乙の負担とする。

### 記

- (1) プラン  
プレミアム: 1ライセンスあたり月額680円(税別)
- (2) 購入期日及び数量  
2021年10月中に10ライセンス以上を購入  
2021年12月中に20ライセンス以上を追加購入

## 第3条(第三者への委託)

甲と乙及び丙は、本合意書及び別紙に定める自己の役割分担の一部を他の全契約当事者の書面による事前の同意を得て第三者に委託(以下「再委託」といい、当該第三者を「再委託先」という)することができる(以下、再委託をする当事者を「再委託当事者」という)。

- 2 再委託当事者は、再委託先に本契約と同等の義務を負わすものとし、再委託先による義務違反に関し本契約に基づく一切の責任を負う。
- 3 再委託当事者は、再委託に関する費用の一切を負担する。
- 4 再委託当事者は、再委託先が本検証に関連して甲又はその他第三者に損害を生じさせた場合、自ら当該損害を賠償する責任を負う。
- 5 再委託当事者は、再委託先に委託した内容を、再委託先から更なる第三者へ委託させてはならないものとする。
- 6 再委託当事者は、他の全契約当事者の書面による事前の同意なくして再委託先を変更できない。
- 7 他の全契約当事者は、再委託当事者に対し、必要に応じて再委託先の見直しを求めることができるものとする。
- 8 本契約が終了した場合、再委託先に対する再委託も同時に終了する。
- 9 再委託当事者は、再委託を中止又は終了する場合、他の全契約当事者に対してその旨を書面により通知するものとする。

## 第4条(情報の交換)

乙及び丙は、各自が所有し、かつ本検証の遂行に必要な情報を甲及び相互に開示するものとする。ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合は、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定により他の契約当事者から開示された情報を、本検証の目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

## 第5条(費用)

甲と乙及び丙は、乙が負担する第2条第2項に定めるライセンス費用を除き、本合意書及び別紙に定める自己の役割分担基づいた検証に要する費用を各自が負担する。ただし、本検証を遂行するにあたり、いずれかの契約当事者にとって著しく負担となる費用及び役割分担の明らかでない費用については、事前に甲乙丙で協議のうえ、別途書面をもって合意するところに従うものとする。

## 第6条(単独権利の取り扱い)

甲と乙及び丙は、本合意の締結前及び本合意の規定によって単独名義で出願し取得した特許権、実用新案権、及び意匠権(以下、これらの権利を総称して「工業所有権」という)、工業所有権を受ける権利ならびにノウハウ(以下、工業所有権、工業所有権を受ける権利及びノウハウを総称して「工業所有権等」という)について、他の契約当事者から本検証の成果の実施を目的として非独占的な通常実施(再実施許諾権付きのものを含む)許諾の申し出があった場合は、その条件について、甲乙丙で協議のうえ、別途書面をもって合意する。

## 第7条(工業所有権等)

本検証の結果として生じた工業所有権等及び成果物の帰属については、以下のとおりとする。

- (1) 本検証の結果として生じた工業所有権等の基礎となる発明、考案及び意匠が、甲、乙又は丙のいずれかによって単独で完成されたものであるときは、当該工業所有権等は、甲、乙又は丙のいずれかのうち完成させた者が単独所有する。
  - (2) 本検証の結果として生じた工業所有権等の基礎となる発明、考案及び意匠が、甲乙丙の三者又は、そのうちの二者によって完成されたものであるときは、当該工業所有権等は、甲及び丙の共有とする。なお、甲丙間の持分割合は次に定めるとおりとする。
    - ①甲の持分:10分の9
    - ②丙の持分:10分の1
  - (3) 本検証期間満了後1年間に生じた本検証に関する工業所有権等(出願中も含む)については、本条の規定を適用する。
  - (4) 甲、乙又は丙の単独所有の工業所有権等の出願手続きは、各自が単独で行い、費用も各自が負担する。なお、他の契約当事者はこれに必要な協力をする。
  - (5) 甲及び丙の共有の工業所有権等の出願手続きは、甲丙で協議のうえ決定する。
  - (6) 甲、乙又は丙が単独で完成させた成果物は各自の単独所有とし、甲と乙及び丙が共同で完成させた成果物は本条第1項第2号に従い甲及び丙の共有とする。
- 2 甲と乙及び丙は、本検証の結果のうちノウハウとして保護するために秘匿が必要なものに関し、甲乙丙で協議のうえ速やかに書面によって当該ノウハウの指定をする。なお、同書面において秘匿すべき期間を明示するものとする。
  - 3 甲と乙及び丙は、他の全契約当事者に対して金銭の支払い等をすることなく、第1項第2号の定めに基づき共有する工業所有権等を実施等することができる。

## 第8条(第三者に対する実施等の許諾等)

甲と丙は、第三者に対し、共有の工業所有権等に関して各持分の譲渡、各持分を目的とする質権の設定又は通常実施権等を許諾しようとする場合には、事前にその旨を他の全契約当事者に通知し書面により同意を得たときに限るものとする。

- 2 甲と乙及び丙は、他の契約当事者から前項の規定に基づき非独占的な通常実施権等を許諾したい旨の通知を受けた場合には、合理的な理由がない限りこれに同意する。
- 3 甲と乙及び丙は、各自の単独所有又は共有の工業所有権等に関し他の契約当事者から第三者に対する通常実施権等の許諾を目的として、理由及び開示先を明示して本検証の結果であって当該工業所有権等の実施等のための技術情報(自己が単独で完成したもの(ノウハウ)を除く)を当該第三者に開示又は提供したい旨の通知を受けたときは、合理的な理由が認められる限りこれに同意する。
- 4 甲と乙及び丙は、前項の規定に基づき第三者に技術情報を開示又は提供する場合、事前に当該第三者に対し自己と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

## 第9条(共有の工業所有権等の放棄)

甲と丙は、共有の工業所有権等の自己の持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、その旨をあらかじめ他の全契約当事者へ通知する。この場合、他の全契約当事者は、共有の工業所有権等の取扱いについて協議を求めることができる。

## 第10条(権利帰属)

本検証により発生するデータを含む著作権(著作権法(改正を含む)第27条及び第28条に定める権利を含む)、所有権、知的財産権(工業所有権等を除く)、その他の諸権利の帰属については以下のとおりとする。

- (1) 甲、乙又は丙のいずれかが単独で完成したものであるときは、いずれかに単独で帰属する。
  - (2) 甲と乙及び丙の共同によって完成したものであるときは、甲及び丙の共有として帰属する。なお、甲丙間の持分割合は第7条第1項第2号なお書の定めに従うものとする。
- 2 本検証により作成された成果物に、甲、乙又は丙のいずれかの単独又は共有で從前から権利を有するものが含まれる場合、当該単独又は共有の権利者は、当事者間において別途協議の上、その使用許諾を行うものとする。

## 第11条(検証会議等)

乙は、甲及び丙に対して、本合意の有効期間中3か月ごとに本検証の進捗状況について甲が別途指定する方式により報告をする。なお、甲と乙及び丙は、乙が報告した内容をもとに意見を交換する。

- 2 前項に定めるほか、甲と乙及び丙は、別紙において定める報告会、サービス支援会議及びその他会議を設定しこれに参加する。

## 第12条(成果の発表)

甲と乙及び丙は、本検証の成果を外部に発表する場合、発表を希望する者は、第15条(秘密保持)の定める内容を遵守したうえで、その内容、方法、時期等について、あらかじめ書面により他の全契約当事者の同意を得る必要がある。

## 第13条(工業所有権等の取得保全)

甲と乙及び丙は、工業所有権等その他の法令に基づき保護される第三者の権利物を使用するときは、全当事者が各自の使用した割合に基づきその使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、使用した工業所有権等が第三者の権利物の対象である旨の明示がなく、かつ甲と乙及び丙がその存在を知らなかつたときは、各自が使用した自己の責に帰する範囲においてこれを解決する。

## 第14条(第三者の権利侵害)

- 甲と乙及び丙は、本検証にあたり、第三者の権利を侵害しないよう十分に留意する。
- 2 前項の定めにもかかわらず、成果物及びこれに関連して得られた成果が第三者の権利を侵害するとして何らかの請求、異議申立て及び訴訟提起がなされる等の紛争が生じた場合、甲乙丙で協議のうえ対処する。

## 第15条(秘密保持)

甲と乙及び丙は、本開発のために他の全契約当事者から開示された資料、情報及び本開発の成果ならびに本合意に関連して知り得た他の全契約当事者の技術上又は営業上的一切の秘密を保持するよう万全の措置を講ずるものとし、本検証以外の目的に使用せず、事前に他の全契約当事者の書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に漏洩又は開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当することを文書によって証明できるものはこの限りでない。

- (1) 他の全契約当事者から知得する以前に既に所有していたもの。
- (2) 他の全契約当事者から知得する以前に既に公知のもの。
- (3) 他の全契約当事者から知得した後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得したもの。
- (5) 他の全契約当事者から知得した情報にかかわらず、独自に開発したもの。

## 第16条(解約)

甲は、本開発の目的達成が不可能となった場合には、甲乙丙で協議の上、書面をもって合意するこにより、本合意を解約することができる。

## 第17条(損害賠償)

甲と乙及び丙は、自己の責により他の契約当事者に損害(現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない)を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならない。

## 第18条(譲渡等の制限)

甲と乙及び丙は、本合意に基づいて発生する権利及び義務を第三者に譲渡、担保又は継承その他類

似の行為をする場合は、書面による他の全契約当事者の事前の合意を得るものとする。

#### 第19条(有効期間)

本合意の有効期間は、2021年10月1日から2023年3月31日までとする。ただし、この期間は、甲乙丙で協議のうえ、別途書面による合意によって同一条件をもって延期することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条項は、次に定めるとおり存続するものとする。

(1) 第15条(秘密保持)は、本開発期間満了日から5年間その効力を有する。

(2) 第4条(情報の交換)、第6条(単独権利の取り扱い)から第10条(権利帰属)、第12条(成果の発表)から第14条(第三者の権利侵害)、第17条(損害賠償)、第18条(譲渡等の制限)、第20条(反社会的勢力の排除)から第22条(合意管轄)及び本項の規定は、引き続きその効力を有する。

3 本合意は、他の条項ににかかわらず、2021年10月1日より遡及的に適用するものとする。

#### 第20条(反社会的勢力の排除)

甲と乙及び丙は、自己並びに自己の役員及び株主(以下「自己の関係者」という)が、次の各号に定めるいずれにも該当しないことを表明及び保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを表明及び保証する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(その後の改正を含む)で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他暴力団員、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会社、社会運動又は政治運動等標ぼうゴロ及びこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)であること

(2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他のあらゆる関係を通じて自己の事業活動に支配的な影響力を有すること

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等又は便宜を提供していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲と乙及び丙は、自己及び自己の関係者が自ら又は第三者を利用して次に定める各号に該当する行為をいずれも行わないことを表明及び保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いた行為

(4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方及びその関係会社に対して信用を毀損又は業務を妨害する行為

(5) その他前号に準ずる行為

3 甲と乙及び丙は、他の契約当事者が本条の定めに違反した場合、何らの催告等の手続を要せず、本合意を解除することができるものとする。ただし、当該解除により他の全契約当事者に生じた損害を賠償する責任を一切負わないものとする。

#### 第21条(協議)

本合意に定めのない事項、又は本合意の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲と乙及び丙は誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

#### 第22条(合意管轄)

甲と乙及び丙は、本合意に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本合意の成立を証するため、本書3通又は電磁的に作成し、甲乙丙三者にて署名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、各自で1通を保有又は保管するものとする。

2021年11月30日

甲

大阪府大阪市西成区花園北1丁目6番12号  
株式会社トワール  
代表取締役 濱野 裕希

乙

岡山県笠岡市笠岡4938-2  
合同会社DUG研究所  
代表社員 山内 雄司

丙

岡山県笠岡市笠岡市2831-1  
株式会社kakeruX  
代表取締役 寺田 伊織

## 別紙

### 1 第一期検証内容

#### (1) 検証事項

乙が運営する就労移行支援施設において、NOCCを就労支援サービス利用者向けに運用し次の①②に関して検証する。

- ①NOCCを障害者総合支援法・児童福祉法におけるアセスメント手法の可視化及び標準化として活用できるか否かにつき、具体的に次の事項を検証する。
  - ・個別支援計画作成のためのアセスメントツールとして活用
  - ・支援会議(施設内での計画の承認)における指標として活用
  - ・個別支援計画の実施による認知及び非認知機能向上の把握
  - ・モニタリング(3か月ごとの個別支援計画進捗状況の確認面談)ツールとして利用
- ②アセスメント及び個別支援計画、モニタリング業務のオンラインシステム(試作品)の作成につき、具体的に次の事項を検証する。
  - ・アセスメント及びモニタリング実施時のインターフェースの開発に向けての分析
  - ・個別支援計画の実施のための組織内の情報共有の仕組みの開発に向けての分析
  - ・実施指導、監査等の証跡となるレポート書式の開発に向けての分析

#### (2) 検証期間

①2021年10月1日から2022年3月31日

#### ②会議の設定

- ・報告会は、2022年3月23日(14時から15時)を予定する。
- ・支援計画等を検討するサービス支援会議(支援計画等検討日)は、2021年11月23日、2021年12月22日、2022年1月26日、2022年2月2日を予定する。

#### (3) 役割

甲

- ①乙へのNOCCアカウントの有償提供
- ②検証会議への参加(甲が指定するスタッフ)
- ③NOCCデータ(甲の指定するもの)連携に関する丙への支援(なお、丙が取得したデータの活用期間は、第一期検証期間内とする)

乙

- ①乙施設利用者へのNOCCの活用
- ②検査結果に基づく支援計画の作成及び成果等の報告
- ③検証会議の開催(乙が指定するスタッフ)
- ④丙へのシステム運用についての要望

丙

- ①NOCCシステムにおけるAPIの理解
- ②乙のアセスメント、モニタリング、個別支援計画作成のオンラインシステムの試作
- ③検証会議の参加(丙が指定する者)

### 2 第二期検証内容

#### (1) 検証事項

第一期検証内容の進捗に応じて、NOCCの結果項目の一つである総評提案を福祉向けに文言変更するためのプロジェクトを編成し、これを検証する。

#### (2) 検証期間

第一期検証内容に応じて、期間を検討する。

#### (3) 役割

甲

- ①福祉向け文言変更プロジェクトの管理
- ②福祉(就労支援向け)総評提案の内部的試作

乙

- ①就労支援有識者、現場スタッフなどの協力者の呼びかけ
- ②検証先事業所の呼びかけ
- ③就労支援側の意見の集約及び甲への報告

丙

- ①甲乙間の意見集約等の支援

②乙協力者側の情報共有システムの運用支援

(4) 見直しについて

第二期検証実施前に、本別紙の内容に関し、甲乙丙で見直及び書面にて再度合意をする。

3 第三期検証内容

(1) 検証事項

第一期及び第二期の検証内容の進捗に応じて、障がい当事者向けの意思決定支援に資する社会環境整備の協議会等の検討する。

(2) 検証期間

第一期及び第二期検証内容に応じて、期間を検討する。

(3) 役割

甲

①NOCCアカウントの有償提供

②意思決定支援に資する障がい当事者向けシステムに資するアドバイスの提供

乙

①協議会事務局の運営・管理

②各行政機関との調整打ち合わせ

③各種申請書類の管理

丙

①協議会運営のシステム運用

②意思決定支援に資するポータルサイト及びコンテンツの知見の提供

以上